特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構　参加要綱

本要綱は、特定非営利活動法人ウィーン気質舞踏会運営機構（以下「NPO-WBO」という）が開催する催し（以下「NPO-WBO の催し」という）に参加する者（以下「参加者」という）に関して、NPO-WBO が取り決める。参加者はすべて本要綱を遵守し催しに参加するものとする。

第 1 条「参加申し込みと参加チケット」

1. NPO-WBO の催しに参加を希望する者（以下「参加申込者」という）は、NPO-WBO 事務局あるいは NPO-WBO が募集業務を委託する業者に対して参加申し込みを行い、参加費の支払いと申し込みに必要な事項を伝えるものとする。
2. 所定の参加費の支払いが確認された後、参加チケットは NPO-WBO 事務局あるいは募集業務を委託した業者より参加申込者に送付される。参加者は NPO-WBO の催しに参加する際には参加チケットを紙またはデータで持参し提示しなければならない。参加チケットの再発行は原則としてしない。
3. 参加チケットを転売または譲渡することを禁止する。やむをえない事情により転売または譲渡する場合には事前に NPO-WBO の承諾を得なければならない。NPO-WBO の事前の承諾なく転売または譲渡したと認められる場合は、参加チケットを提示しても NPO-WBO の催しへの参加が認められない場合がある。

4．NPO-WBO の都合による NPO-WBO の催し開催中止の場合は、参加費を NPO-WBO 事務局あるいは募集業務を委託した業者より参加者に返金する。返金額は支払われた参加費の額を超えないものとする。また、NPO-WBO の催し中止または延期の場合の旅費・宿泊費等の補償は行わない。

5．前項以外の事由では、いかなる場合でも参加費の返金は行わない。

第 2 条「ドレスコードの遵守」

NPO-WBO の催しのうち舞踏会への参加者は、次に定める服装を舞踏会の会場において着用し参加するものとする。NPO-WBO は、参加者の服装が守られていないと判断した場合は定める服装への変更を要請でき、速やかに変更されない場合には即時に会場からの退場を要求できる。参加者は退場を求められた場合は直ちにそれに従い、異議をとなえることはできない。

（女性）

ロングドレス、イブニングドレス、カクテルドレス（ロングドレスを所有しない場合のみ）、着物（その時の舞踏会募集要項に記載がある場合のみ）

（男性）

燕尾服、タキシード、 黒服上下に黒ボウタイ、ダークスーツ（その時の舞踏会募集要項に記載がある場合のみ）

2. 前項に定める服装に疑義がある場合、参加者は事前に NPO-WBO に確認をして回答を得るものとする。確認を得ずに勝手な判断による定められた服装以外の着用は一切認めない。
3. NPO-WBO の催しのうち舞踏会以外の催しにおけるドレスコードは、その催しの都度案内をすることとする。

第 3 条「舞踏会会場でのマナー遵守」

NPO-WBO の舞踏会への参加者は、会場において以下に定めるマナーを守るものとする。NPO-WBO は、参加者がマナーを守っていないと判断した場合、是正を要請でき、速やかに是正がされない場合には即時に会場からの退場を要求できる。参加者は退場を求められた場合は直ちにそれに従い、再入場することはできず、異議をとなえることはできない。

(1) NPO-WBO の司会進行に従い勝手な行動や進行の妨害をしない。
(2) 式典中の会話は慎み、会場内で大声での会話をしない。
(3) NPO-WBO の許可を得ていない演奏や騒音の発生をしない。
(4) NPO-WBO や他の参加者に対する暴力行為や威嚇、暴力的な言動、誹謗中傷をしない。
(5) 携帯電話およびスマートホンは、電源を切るかマナーモードにし着信音が出ないようにしておく。また、会場内での通話はしない。(会場外で利用する)
(6) 会場設備ならびに会場の備品を故意に損傷しない。
(7) 会場内で泥酔をしない。
(8) ダンスに誘うときには相手に丁寧にお願いをする。また無理強いをしない。
(9) 演奏されている種目の曲と無関係な種目を無理に踊らない。
(10) LOD（Line of Dance: 反時計回りにダンスが進む方向）を守り、逆走をしない。
(11) ダンス中に他のカップルに接触した場合は、怪我がないか確認し、お互いに速やかにお詫びをする。
(12) 男性は、会場内で上着を脱いだり、腕まくりをしたりしない。
(13) 写真・動画の撮影は自分用のみに限定する。他の参加者の迷惑になるような撮影行為 （三脚を立てる、フロアー内やフロアー近くで撮影するなど）はしない。他の参加者を撮影し、許諾なく写真・動画を 販売しない。あるいは SNS などへ投稿しない。他の参加者を追い続けるような撮影をしない。
(14) 会場内において同伴者を含む参加者ならびに運営スタッフに対して破廉恥な言動をしない。
(15) その他、社会通念上守るべきことを守る。

2．NPO-WBO の催しのうち舞踏会以外の催しにおけるマナーは前項に準ずるものと

する。

第 4 条　「参加の拒否」

NPO-WBO は、NPO-WBO の催しに参加を希望する者またはその関係者が、反社会的勢力（次のいずれかに該当する者をいう。）に該当すると判断した場合は、NPO-WBO の催し等への参加を拒否することができる。

(1)　暴力団
(2)　暴力団員
(3)　暴力団準構成員
(4)　暴力団関係企業
(5)　総会屋等
(6)　社会運動等標ぼうゴロ
(7)　特殊知能暴力集団等
(8)　その他前各号に準ずると NPO-WBO が判断した者

第 5 条　「参加の撤回」

NPO-WBO は、NPO-WBO の催しへ参加申込者について、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたと判断した場合には、相手方への事前の催告または通知を必要とせず、直ちに参加受付を撤回し、NPO-WBO の催しへの参加を拒否することができる。この場合、NPO-WBO はその損害を賠償する責及び判断に至る経緯などの説明義務を一切負わないものとする。

(1)　参加申込者及びその関係者等が、次のいずれかに該当する場合
　① 反社会的勢力に該当すると認められる場合
　② 反社会的勢力を利用していると認められる場合
　③ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
　④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(2)　参加申込者及びその関係者等が、自らまたは第三者を利用して、NPO-WBO に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為等を行なった場合

(3)　参加申込者及びその関係者の過去の言動から、NPO-WBO の催しの開催運営にあたり当日の来賓ならびに参加者、運営スタッフの安全確保に重大な懸念が生じると判断された場合

第 6 条　「貴重品および荷物」

(1)　参加者は持参する貴重品や荷物などについて自己責任において適切に管理をするものとする。会場に貴重品や大きな荷物は持ち込まないものとする。(貴重品はホテル開催の場合はフロントに預ける。ホテル以外で開催の場合は自己管理をする。荷物はクロークや荷物置き場を利用するなどの方法がある)

(2)　NPO-WBO は NPO-WBO の催し会場において発生した参加者の遺失物や盗難について一切その責任を負わない。

(3)　NPO-WBO は NPO-WBO の催し開催中および終了後の遺失物を一切預かることをしない。参加者は会場に直接問い合わせることとする。

補　則

本参加要綱は、2024 年 11 月 18 日より施行する。

2026 年 2 月 1 日　一部改定

2026 年 11 月 10 日　特定非営利活動法人設立にあたり一部改定